

第8回FLECフォーラム+
クロージングシンポジウム

こどもまんなか
こども家庭庁

資料

令和8年2月1日

こども家庭庁成育局

保育政策課長 栗原正明

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

- **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】
2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【待遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

- ➡ 全国どこでも質の高い保育が受けられる
- ➡ 地域でひとりひとりの子どもの育ちと子育てが応援・支援される
- ➡ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

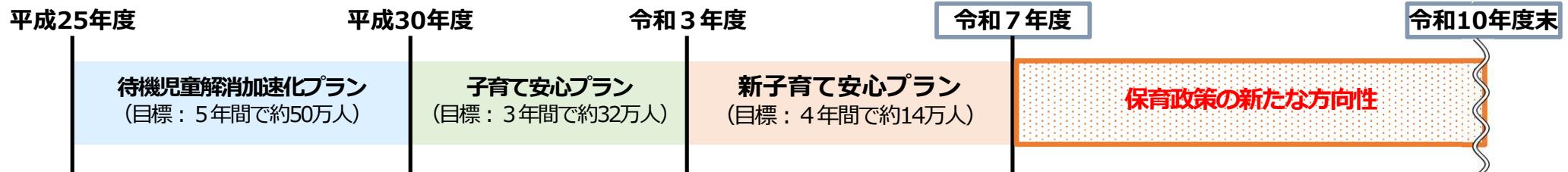


待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全ての子どもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした**「保育の量の拡大」からの転換**
- ・全ての子どもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全ての子どもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全ての子どもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、子どもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全ての子どもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

【保育所等の子ども・子育て支援の機能を強化し、全ての子どもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備
- ・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域の子ども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の待遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善
- ・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXによる業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進
- ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等

○新規資格取得と就労の促進

- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○離職者の再就職・職場復帰の促進

- ・保育士・保育所支援センターの機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

※「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）の対象期間（令和5年12月閣議決定・概ね5年等）を踏まえつつ、政策の方向性と具体的な施策を整理

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実①（障害児・医療的ケア児等）

現状・課題等

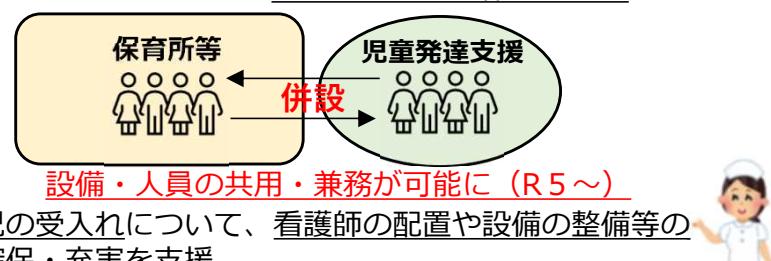
- 障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている
- 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

- 保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



- 医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援
- 児童発達支援等の障害児支援を利用するこどもは増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

✓対応のポイント

- 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化（インクルージョンの推進）
- 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- 障害児支援との連携・協働

【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援（児童発達支援事業所等）を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める



- 専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
- 【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加（令和8年度）】

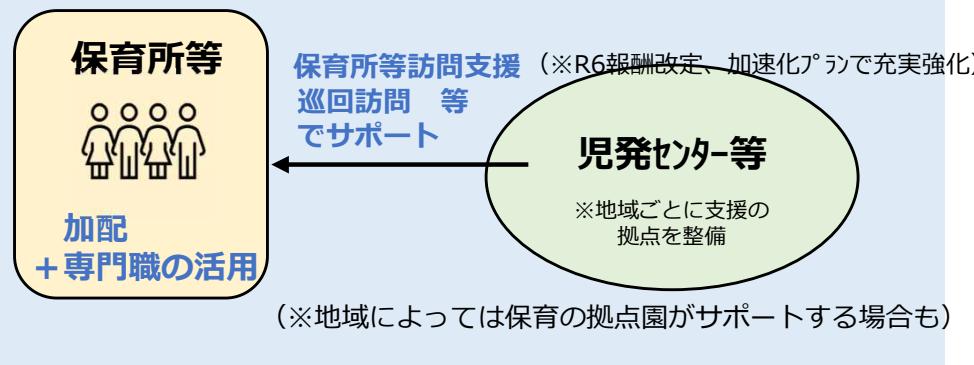
インクルージョンの推進（イメージ）

専門的支援の確保・充実 + インクルージョン推進

＜保育所等の受入体制の強化/障害児支援との連携・協働＞

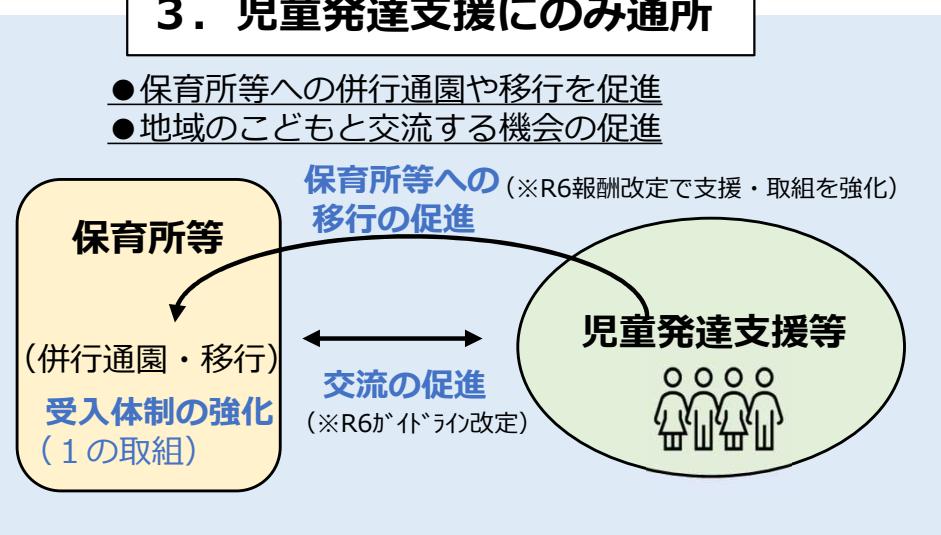
1. 保育所等にのみ通園

- 障害児の特性に対応した教育保育を推進



3. 児童発達支援にのみ通所

- 保育所等への併行通園や移行を促進
- 地域のこどもと交流する機会の促進



2. 保育所等と児童発達支援に併行通園

- 保育所等をベースに児発の機能を活かした保育・療育を推進

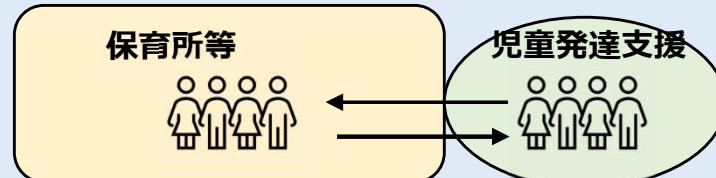
役割・機能の分担・連携の明確化/情報共有、連携の促進

(1) 同一法人が一体的に運営する施設に併行通園



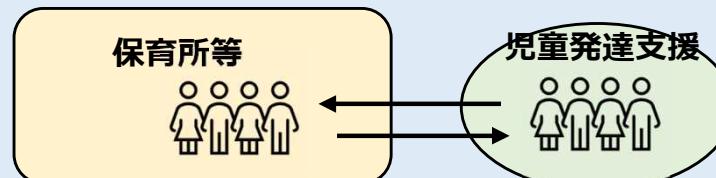
※混ざって保育・療育を行うことが可能 (R4基準緩和) (いわゆるインクルージブ保育)

(2) 同一法人が運営する施設に併行通園（中抜け、又は曜日を分けて通園）



※保育所を利用しつつ、日の一定時間、又は週の一定の日に併設されている児発を利用

(3) 別法人が運営する施設に併行通園（中抜け、又は曜日を分けて通園）

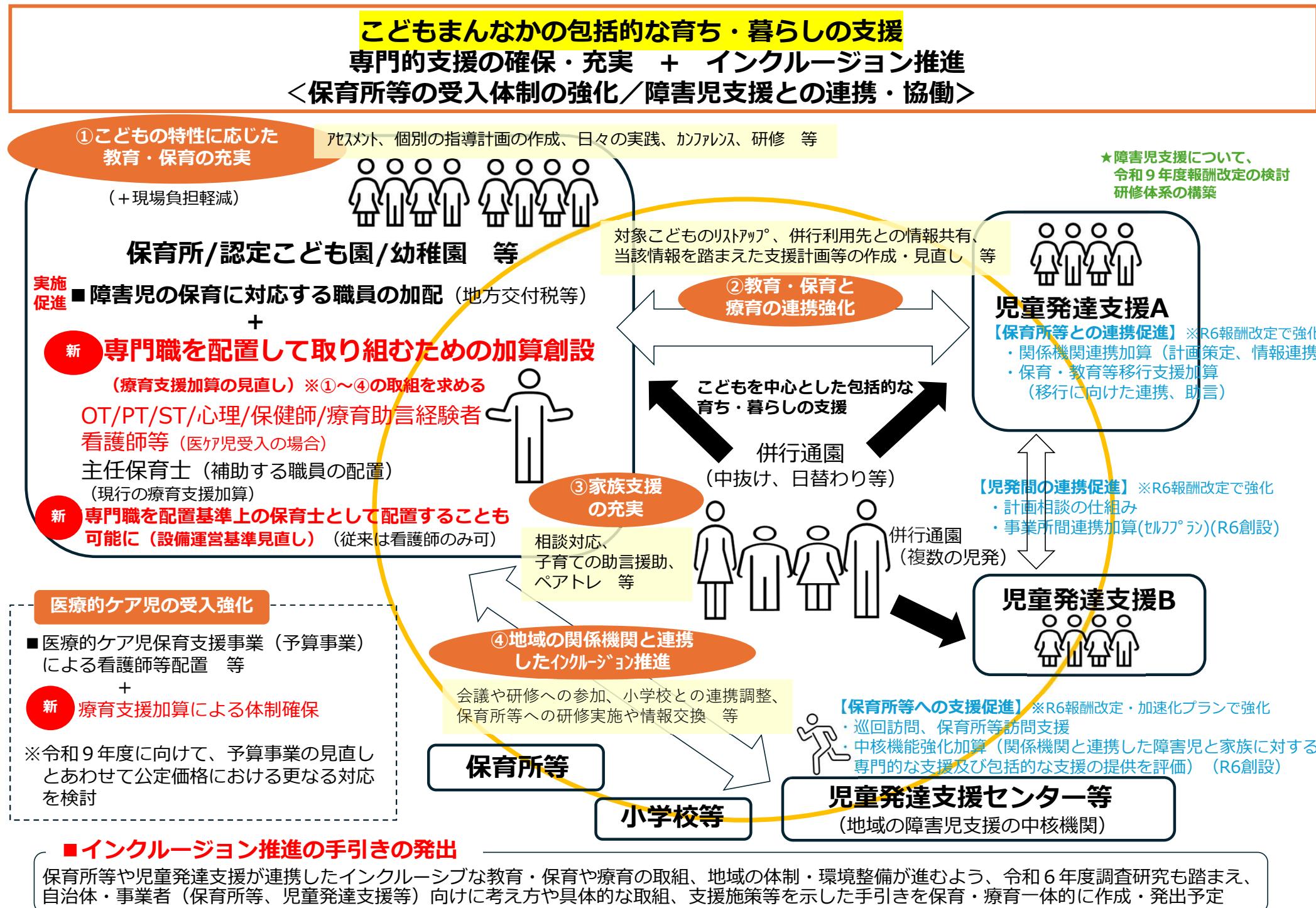


※保育所を利用しつつ、日の一定時間、又は週の一定の日に児発を利用

(複数の児発を利用することで(1)(2)(3)が混在する場合もある)

人材育成（子どもの育ち+障害特性の理解・対応）

障害児保育の充実（R8.4～）全体イメージ



■インクルージョン推進の手引きの発出

保育所等や児童発達支援が連携したインクルーシブな教育・保育や療育の取組、地域の体制・環境整備が進むよう、令和6年度調査研究も踏まえ、自治体・事業者（保育所等、児童発達支援等）向けに考え方や具体的な取組、支援施策等を示した手引きを保育・療育一体的に作成・発出予定

★こども誰でも通園制度（令和8年度全国で実施）においても受入体制を強化（障害児・医療的ケア児受入に係る加算の充実等）

★人口減少地域等における保育機能の維持・確保（多機能化等）